

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

| 案件名称 | 契約日 | 契約の相手方 | 契約金額 (円) | 随意契約理由 (根拠法令) | 担当部署 (問合せ先) |
|----------------------------------|----------|-----------|--------------|--|-----------------------------|
| 日本経済新聞への記事 広告掲載業務に係る委 託契約書 | R6. 3. 4 | 株式会社日本経済社 | 15, 999, 999 | 総購読者が248万である日本経済新聞は全国に配布され、日本の経済情報を中心に情報発信し、特に企業関係者の購読者が多いメディアである。日本経済新聞に掲載する広告は信頼性が高いビジネス情報として読まれ、企業の商品のブランディングで他のメディアを圧倒する効果をあげ、他の広告媒体にはない特徴がある。本市の都市経営戦略について企業関係者へ広く広報するためには日本経済新聞社での紙面広告が効率的な情報発信手法と考えられ、その広告を取り扱う委託先候補を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当) | 市長室広報戦略部 (TEL: 322-5085) |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |